

今後の検討の進め方（案）

【資料 10-合作 1-6「今後の検討の進め方（案）」からの抜粋】

1 航空監視システム作業班

(1) ADS-B

資料 10-合作 1-3 の「4 審議スケジュール」のとおり。

(2) ADS-B 以外

「SSRモードS等の無線設備に関する技術的条件」（昭和63年7月電気通信技術審議会一部答申）について、策定後約20年間のICAO等における国際標準化動向及び国内導入実績・計画等を踏まえた各項目毎の改正の有無及び改正内容等を、今年度中を目途に検討。なお、ADS-Bに係る項目については、上記1の(1)のとおり。

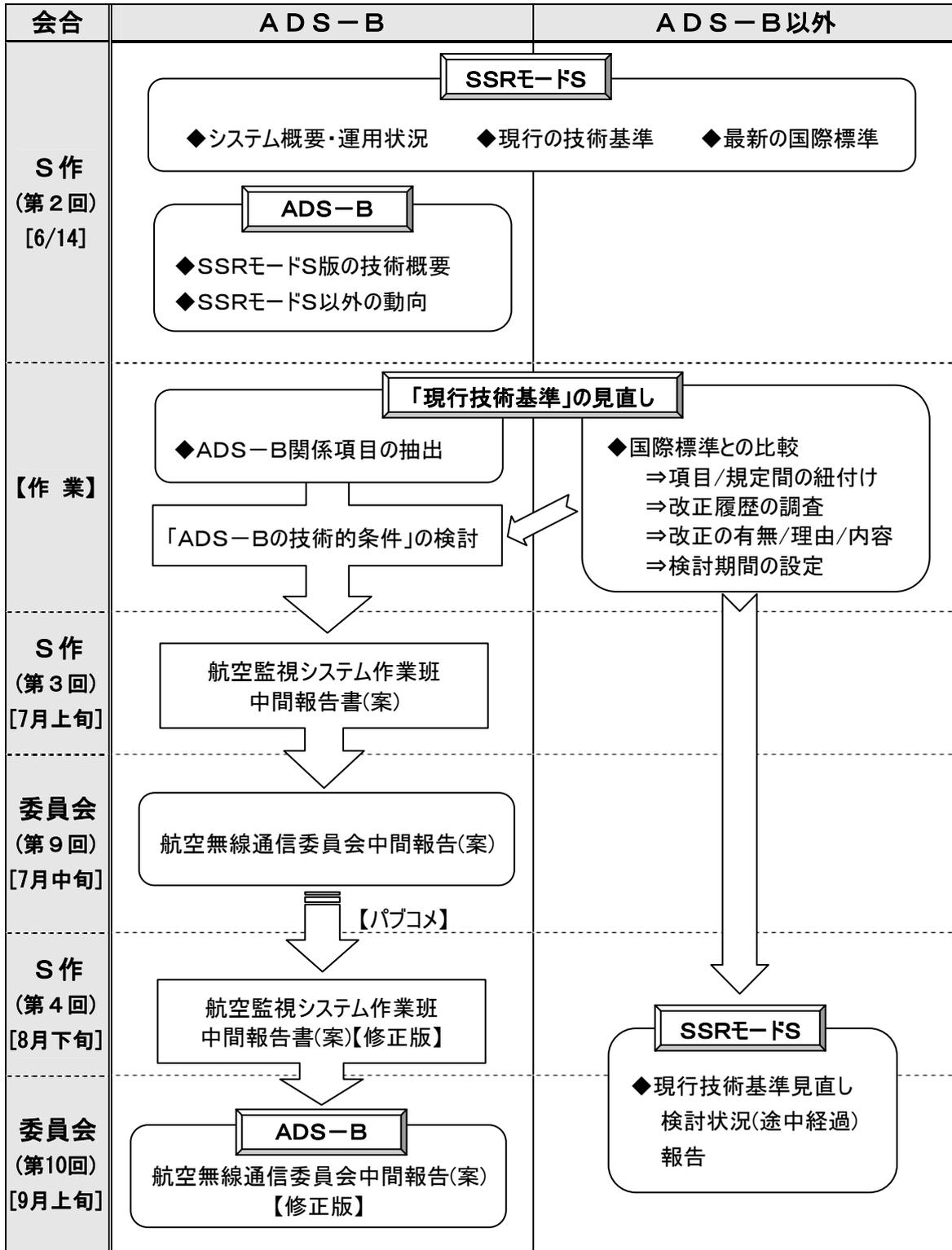
ADS-B

- ① 7月上旬に開催予定の本作業班次回(第3回)会合において、「航空監視システム作業班中間報告書(案)」を作成。
- ② 当該報告書(案)の主構成は、「航空無線通信委員会中間報告(案)」とし、下記「ADS-B以外①」において抽出・選定した項目に関連する国際標準の該当規定等に基づき検討した「ADS-Bの技術的条件」を記述するとともに、検討の際に使用した関連資料等を「参考資料」として添付。
- ③ 7月中旬に開催予定の委員会次回(第9回)会合へ当該報告書(案)を提出するとともに、当該報告書(案)の「委員会中間報告(案)」の部分について、意見募集(約1ヶ月間のパブリックコメント)を実施。
- ④ 当該意見募集終了後の8月下旬に開催予定の本作業班次々回(第4回)会合において、委員会第9回会合における議論及び意見募集の結果を踏まえた中間報告書(案)の修正版を作成。
- ⑤ 当該修正版を9月上旬に開催予定の委員会次々回(第10回)会合へ提出。

ADS-B以外

- ① 「SSRモードS等の無線設備に関する技術的条件」（昭和63年7月電気通信技術審議会一部答申。以下「現行技術基準」という。）の各項目において、上記本作業班中間報告書(案)の「ADS-Bの技術的条件」における検討項目を選定するため、先行してADS-Bに係る項目を抽出。
- ② 現行技術基準の全項目毎に関連する国際標準の該当規定等とを紐付け、当該規定等の改正履歴等を調査することにより、それぞれの改正の有無/当該理由/改正内容等を検討するとともに、検討期間を設定。
- ③ 上記②の検討状況(途中経過)について、本作業班第4回会合に報告。
- ④ 上記③の報告内容を、委員会第10回会合に途中経過として報告。

【参考】流れ図



(S作：航空監視システム作業班

委員会：航空無線通信委員会)